

香川県立五色台少年自然センター昇降機保守点検業務仕様書

1. 目的

「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「人事院規則10-4」に定めるところにより、計画的に監督技術者又は技術者を派遣し、昇降機の保有している固有機能・性能を発揮でき、正常かつ良好な運行状況を保つことを目的とする。

2. 委託業務名 香川県立五色台少年自然センター昇降機保守点検業務

3. 委託業務場所 香川県高松市生島町423番地
香川県立五色台少年自然センター

4. 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

5. 点検業務対象エレベーター及び小荷物昇降機

- ・本館 地震時及び火災時管制運転装置、停電時自動着床装置
機械室レスインバーター制御VFGLB-JB 2 stops
三菱電機(株)製 1台
- ・本館小荷物昇降機 ロープ式 2Stops
三菱電機(株)製 2台
- ・研修棟 地震時及び火災時管制運転装置、停電時自動着床装置
油圧式乗用エレベーター UAP-11-CO45 2Stops
(株)日立製作所製 1台

上記に掲げる装置の機能を維持するため、計画的に技術員を派遣し、適切な点検を行うこと。なお、機器の状況により、修理または取替を必要と認めた場合は、後日見積書を提出のうえ、協議すること。

6. 点検

6-1 本装置が付属するエレベーターまたはエスカレーターの点検に併せ、技術員により点検を行うこと。

6-2 点検の主要項目

- ①装置の動作状態ならびに関連動作の確認、調整
- ②電源および回路など電気関係の確認、調整
- ③装置・機械部分および取付状態の確認、調整
- ④消耗品の確認または補充
- ⑤機能維持のために必要な装置各部の清掃

7. 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けた時は、技術員を派遣し適切な処置を行うこと。

但し、受託者の就業時間外に行なう場合は、別途依頼により技術員を派遣してもよい。

8. 作業の時間

故障対策を除き、点検は受託者の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとする。

作業に必要な時間は運転を休止する。

9. その他

9.1 修理または取替の費用は含まない。

9.2 建屋電源設備など本装置に直接的に関連する設備でも、本装置以外の設備に関する点検ならびに立会いは行わなくてよい。

9.3 本装置に関し特殊な技術を要求される場合は、専門（技術）会社に作業の一部を委託してもよい。その場合は、書面により委託者に通知するものとする。

特別点検仕様書（本館）

（遠隔監視付マイコンエレベーター）

対象エレベーター	品名形式	台数
	機械室レスインバーター制御用エレベーター	1台
	VFGLB-JB 2Stops	
	三菱電機（株）製	

1. 点検

- (1) 3ヵ月に1回技術員を派遣し、機器・装置の点検を行ない、必要に応じて給油・調整を行なうこと。
- (2) 点検の対象箇所は、表-3（点検項目）のとおり。
- (3) 点検の都度、点検報告書を提出すること。

2. 遠隔監視

24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出勤、対策を行なうこと。

【監視項目】

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| ①閉じ込め | ②起動不能 | ③安全装置動作 |
| ④電源異常 | ⑤制御機器の状態 | ⑥制御用マイコンの状態 |
| ⑦走行異常 | ⑧ドア異常 | |

3. 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と乙の管制センターとの間で直接通話することができるようにすること。

4. 消耗部品の提供

点検作業に必要な下記部品を提供すること。

- ・ 補充用油脂類一切(作動油、マシン油、グリース類)、ウエス

5. 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けた時は、技術員を派遣し適切な処置を行なうこと。但し、受託者の就業時間外に行なう場合は、別途依頼により技術員を派遣してもよい。

6. 定期検査

基準法12条に基づき、年1回定期に、昇降機を検査する資格を有する者（以下「昇降機検査有資格者」という。）に昇降機の総合的な機能を確認する検査を行ない、その結果について「定期検査報告書」を該当昇降機検査有資格者名で作成し報告するものとする。

7. 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備は受託者の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとする。作業に必要な時間は運転を休止する。

8. 契約除外事項

本契約には下記事項は含まないが、点検結果に基づき報告を行なうこと。

- (1) 装置全般・塔内・意匠関係の清掃
- (2) オーバーホール、各機器の締め付け力修復作業、精密診断
- (3) 修理
- (4) 第4項に記載された消耗部品以外の部品取替え

表-3 点検項目 (機械室レス マイコンエレベーター)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
塔内・ピット	電動機・巻上機	運転状態・油量点検
	ブレーキ	動作状態・ライニングドラム汚れ点検 各ピン部点検
	調速機	プーリ・各ピン部点検
	塔内・ピット内環境	汚損状況点検
	主ロープ (メインロープ) ・ 調速機ロープ	素線の摩耗・破断点検 ロープエンド取付状況点検
	ガイドレール	走行面点検
	つり合いおもり	取付状態点検
	ドアインターロックスイッチ	ドアロックスイッチ点検 動作確認、ドアロック機構点検 ドアロック状況確認
	リミットスイッチ	各スイッチ点検、動作確認
	非常止装置	各部点検、給油
	移動ケーブル	ゆれ・ねじれ・損傷点検
	緩衝器	取付状態点検
	テンションプーリ	回転状態点検
	制御盤・受電盤	盤内各接触器・機器点検、調整
	かご室	かご走行状態
外部への連絡装置		呼出し通話確認
停電灯装置		点灯・照度確認
かご内装・照明		各器具点検
かご操作盤・表示ランプ		押釦・操作スイッチ動作確認 表示ランプ点灯点検
かごの戸・敷居		外観点検 シル溝点検
戸閉め安全装置		動作確認
ドア手動開放		非常解錠動作確認
かご上	かご上環境	汚損状況点検
	戸の開閉装置	運転状態 減速ギヤ油量点検 駆動機構点検、給油 制御機器点検 係合装置点検、注油
	ガイドシュー	取付・摩耗状況点検
	給油器	点検・給油
	乗 場	戸の開閉状態
乗場の戸・敷居		外観点検 シル溝点検
乗場釦・表示ランプ		各階表示ランプ・押釦点検

特別点検仕様書（本館小荷物用）

（小荷物専用昇降機（フロアタイプ））

対象エレベーター	品名形式	台数
	ロープ式	2台
	2 Stops	
	三菱電機（株）製	

1. 点検

- （1） 3ヵ月に1回技術員を派遣し、機器・装置の点検を行ない、必要に応じて給油・調整を行なうこと。
- （2） 点検の対象箇所は、表-3（点検項目）のとおり。
- （3） 点検の都度、点検報告書を提出すること。

2. 消耗部品の提供

点検作業に必要な下記部品を提供すること。

- ・ 補充用油脂類一切(作動油、マシン油、グリース類)、ウエス

3. 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けた時は、技術員を派遣し適切な処置を行なうこと。但し、受託者の就業時間外に行なう場合は、別途依頼により技術員を派遣してもよい。

4. 定期検査

基準法12条に基づき、年1回定期に、昇降機を検査する資格を有する者（以下「昇降機検査有資格者」という。）に昇降機の総合的な機能を確認する検査を行ない、その結果について「定期検査報告書」を該当昇降機検査有資格者名で作成し報告するものとする。

5. 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備は受託者の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとする。作業に必要な時間は運転を休止する。

6. 契約除外事項

本契約には下記事項は含まないが、点検結果に基づき報告を行なうこと。

- （1） 装置全般・塔内・意匠関係の清掃
- （2） オーバーホール、各機器の締め付け力修復作業、精密診断
- （3） 修理
- （4） 第4項に記載された消耗部品以外の部品取替え

表-3 点検項目 (小荷物昇降機)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
塔内・ピット	電動機・巻上機	運転状態・油量点検
	ブレーキ	動作状態・ライニングドラム汚れ点検 各ピン部点検
	调速機	プーリ・各ピン部点検
	塔内・ピット内環境	汚損状況点検
	主ロープ (メインロープ) ・ 调速機ロープ	素線の摩耗・破断点検 ロープエンド取付状況点検
	ガイドレール	走行面点検
	つり合いおもり	取付状態点検
	ドアインターロックスイッチ	ドアロックスイッチ点検 動作確認、ドアロック機構点検 ドアロック状況確認
	リミットスイッチ	各スイッチ点検、動作確認
	非常止装置	各部点検、給油
	移動ケーブル	ゆれ・ねじれ・損傷点検
	緩衝器	取付状態点検
	テンションプーリ	回転状態点検
	制御盤・受電盤	盤内各接触器・機器点検、調整
かご室	かご走行状態	振動・異常音点検 着床状態・レベル点検、調整
	停電灯装置	点灯・照度確認
	かごの戸・敷居	外観点検 シル溝点検
	戸閉め安全装置	動作確認
	ドア手動開放	非常解錠動作確認
かご上	かご上環境	汚損状況点検
	戸の開閉装置	運転状態 減速ギヤ油量点検 駆動機構点検、給油 制御機器点検 係合装置点検、注油
	ガイドシュー	取付・摩耗状況点検
	給油器	点検・給油
	乗場	戸の開閉状態
	乗場の戸・敷居	外観点検 シル溝点検
	乗場釦・表示ランプ	各階表示ランプ・押釦点検

特別点検仕様書 (研修棟)

(遠隔監視付マイコンエレベーター)

対象エレベーター	品名形式	台数
	交流中速乗用エレベーター	1台
	UAP-11-CO45 2Stops	
	(株) 日立製作所製	

1. 点検

- (1) 3ヵ月に1回技術員を派遣し、機器・装置の点検を行ない、必要に応じて給油・調整を行なうこと。
- (2) 点検の対象箇所は、表-2 (点検項目) のとおり。
- (3) 点検の都度、点検報告書を提出すること。

2. 遠隔監視

24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出勤、対策を行なうこと。

【監視項目】

- | | | |
|-------|----------|-------------|
| ①閉じ込め | ②起動不能 | ③安全装置動作 |
| ④電源異常 | ⑤制御機器の状態 | ⑥制御用マイコンの状態 |
| ⑦走行異常 | ⑧ドア異常 | |

3. 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と乙の管制センターとの間で直接通話することができるようにすること。

4. 消耗部品の提供

点検作業に必要な下記部品を提供すること。

- ・ 補充用油脂類一切(作動油、マシン油、グリース類)、ウエス

5. 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けた時は、技術員を派遣し適切な処置を行なうこと。但し、受託者の就業時間外に行なう場合は、別途依頼により技術員を派遣してもよい。

6. 定期検査

基準法12条に基づき、年1回定期に、昇降機を検査する資格を有する者 (以下「昇降機検査有資格者」という。) に昇降機の総合的な機能を確認する検査を行ない、その結果について「定期検査報告書」を該当昇降機検査有資格者名で作成し報告するものとする。

7. 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備は受託者の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとする。作業に必要な時間は運転を休止する。

8. 契約除外事項

本契約には下記事項は含まないが、点検結果に基づき報告を行なうこと。

- (1) 装置全般・塔内・意匠関係の清掃
- (2) オーバーホール、各機器の締め付け力修復作業、精密診断
- (3) 修理
- (4) 第4項に記載された消耗部品以外の部品取替え

表-2 点検項目 (機械室レス マイコンエレベーター)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
塔内・ピット	電動機・巻上機	運転状態・油量点検
	ブレーキ	動作状態・ライニングドラム汚れ点検 各ピン部点検
	调速機	プーリ・各ピン部点検
	塔内・ピット内環境	汚損状況点検
	主ロープ (メインロープ) ・ 调速機ロープ	素線の摩耗・破断点検 ロープエンド取付状況点検
	ガイドレール	走行面点検
	つり合いおもり	取付状態点検
	ドアインターロックスイッチ	ドアロックスイッチ点検 動作確認、ドアロック機構点検 ドアロック状況確認
	リミットスイッチ	各スイッチ点検、動作確認
	非常止装置	各部点検、給油
	移動ケーブル	ゆれ・ねじれ・損傷点検
	緩衝器	取付状態点検
	テンションプーリ	回転状態点検
	制御盤・受電盤	盤内各接触器・機器点検、調整
	かご室	かご走行状態
外部への連絡装置		呼出し通話確認
停電灯装置		点灯・照度確認
かご内装・照明		各器具点検
かご操作盤・表示ランプ		押釦・操作スイッチ動作確認 表示ランプ点灯点検
かごの戸・敷居		外観点検 シル溝点検
戸閉め安全装置		動作確認
ドア手動開放		非常解錠動作確認
かご上	かご上環境	汚損状況点検
	戸の開閉装置	運転状態 減速ギヤ油量点検 駆動機構点検、給油 制御機器点検 係合装置点検、注油
	ガイドシュー	取付・摩耗状況点検
	給油器	点検・給油
	乗 場	戸の開閉状態
乗場の戸・敷居		外観点検 シル溝点検
乗場釦・表示ランプ		各階表示ランプ・押釦点検

別紙

業務完了報告書

香川県立五色台少年自然センター 所長 殿

以下の受託業務について、業務が完了しましたので報告します。

1. 受託業務 香川県立五色台少年自然センター 昇降機保守点検業務
2. 業務期間 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日
3. 点検実施日 令和 年 月 日
4. 点検結果 点検報告書のとおり
5. その他
(特記事項等)

令和 年 月 日

名称又は商号

代表者職氏名

印